

スル旨申渡タルニ依リ今人ハ工場職五岡安其他ニ解雇取消運動
 方依頼シタルニ岡安ハ更ニ關東労働者組合ニ應援方申込タルニ
 ヨリ企本部ヨリ去十七日岩崎外三名カ工場主ヲ訪問シ右水野ノ
 解雇取消方交渉セルヲ解決スルニ至ラズ更ニ十九日企組合中村
 猛及村雲甚太郎外四名カ再訪強硬ナル交渉ニヨリ工場主又止ム
 ナク解雇ハ一時保留ニ違テ適當ノ時機ニ解雇取消スフト、ナリ
 解決ニタリ

前記交渉中別添開争ニユース及附録(内相閣下ニノミ添付)約三
 百部ヲ工場及附近ニ配布シ交渉ノ促進ニ資シタリ
 右及申(通)報候也

八一九一(八)二四

4 9. 25
 1/2585

労社第ニ八ニ九第

昭和五年八月二十一日

警視總監 丸山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社 會 局 長 官 殿
 企 業 府 縣 長 官 殿

北陸道京都大坂神奈川
 兵庫香知静岡福岡

合名會社松井足袋工場労働争議ニ関スル件 (第一報ニ後送)

標記工場職工紛争ニ関シテハ既報(七月二十二日労社第ニ三三
 一第、八月十日労社第ニ七一第)ノ如左記ノ通り議發生セリ

記

一 争議發生ノ場所 府下代々幡町一五五五松井足袋工場
 二 事業主側